

令和4年(ワ受)第1号(原審 広島地方裁判所三次支部令和3年(ワ)第29号)

決 定

広島県庄原市三日市町309

申立人(原審原告) 高野邦夫

東京都千代田区霞が関1-1-1

相手方(原審被告) 国

同代表者法務大臣 古川禎久

主 文

- 1 本件上告受理申立てを却下する。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

理 由

1 申立人は、原審判決に対し、飛躍上告受理申立てをしたところ、飛躍上告受理申立てについては、飛躍上告と同様に、民事訴訟法311条2項の定める要件である「第281条第1項ただし書の場合」、すなわち、「終局判決後、当事者双方が共に上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をしたとき」に当たることが必要である。

しかしながら、申立人は、原審判決に対し、自ら控訴した上、上記要件の該当性に関する疎明資料として、令和4年5月10日付け「上告受理申立の趣旨(疎明)」と題する書面を提出したが、当該書面によって上記要件に該当するとは認められず、他に疎明資料を提出しない旨を表明したから、本件上告受理申立ては上記要件に該当しない不適法なものであって、その不備を補正することができないものと認められる。

2 よって、民事訴訟法318条5項、316条1項1号により本件上告受理申立てを却下することとし、主文のとおり決定する。

令和4年5月11日

広島地方裁判所三次支部

裁判官 加藤



これは謄本である。
令和 4 年 5 月 11 日
広島地方裁判所三次支部
裁判所書記官

岩岡 秀憲

